

鳥取大学

入試ミス再発防止検討委員会報告書

令和5年12月13日

鳥 取 大 学

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 本事案の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 入試ミスの検証結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III 再発防止策	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
おわりに	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(参考資料1) 入試ミス再発防止検討委員会設置要項		
(参考資料2) 入試ミス再発防止検討委員会委員名簿		

はじめに

本学は、令和5年5月、令和5年度一般選抜（前期日程）の理科（物理基礎・物理）において入試ミス（出題ミス）があったことが判明し、改めて採点と合否判定を行った結果、医学部、工学部、農学部であわせて新たに41名を合格者とする、重大な事案（以下「本事案」）を引き起こした。

学長は、新たな合格者一人ひとりの事情を考慮しつつ、入学・修学及び補償の方針を明らかにして誠心誠意対応すると同時に、今回の事案を厳粛に受け止め、今後このような事態が生じる事がないように、入試問題のチェック体制の強化を図って再発防止に努めることを宣明した（「鳥取大学学長コメント」（令和5年5月24日））。これを受け、6月9日には学外有識者を含む「入試ミス再発防止検討委員会」（以下「再発防止委員会」という。）の設置要項を定め、再発防止を図るため、①本事案の発生原因の検証、②問題作成の各段階におけるチェック内容及びチェック体制の検討、③本学の入試体制の改善に必要な措置の立案等の検討を行うこととした。

再発防止委員会では、上記の課題を検討するため、7月から11月にかけて計8回の会議を開催した。この検討のまとめとして、以下、「Ⅰ 本事案の概要」「Ⅱ 入試ミスの検証結果」「Ⅲ 再発防止策」に整理して報告する。

Ⅰ 本事案の概要

令和5年4月20日、大学外部の高校教育関係者から、令和5年度一般選抜（前期日程）の理科（物理基礎・物理）の試験問題のうち大問Ⅱの小問（1）～（5）のすべてが出題ミスではないかという指摘がなされた。指摘を受け、学内で慎重に検討した結果、5月2日、出題ミスがあったことを最終的に確認し、この結果を受けて「対策会議」を設置して対応を審議し、以下のような対応を行うこととした。

大問Ⅱ全体について出題ミスであったことを認め、受験した者全員が正解したものとみなして採点をやり直し、改めて合否判定を行った。この結果、新たに41名を前期試験の合格者と判定した。また、新たな合格者の修学保障の方針（令和5年度4月入学生と同様の卒業時期に卒業できるようにすることなど）及び補償の方針を決定し、同時に入試ミスの再発防止のため、本事案の検証と再発防止策の策定を行う再発防止委員会設置の方針を決めた。

5月23日には、入試ミスがあったことを公表し、翌24日に記者会見を行った。

再発防止委員会は、設置要項にもとづき、副学長（入試担当）、各学部長、学外有識者、学生部長、入試課長等を委員として、7月3日以降、本事案に係る問題作成委員及びチェック委員のヒアリングを行い、これを基に、本事案の発生原因、作問・チェック体制の課題と改善策について検討した。

本事案の出題ミスは、同一の液体の圧力の大きさはその質量ではなく高さ（深さ）に依存するという事実を、問題作成委員もチェック委員も見落とし、錯誤したまま出題されたことから生じたものである。検証の結果明らかになったのは、大問Ⅱの細部にわたる点に関してチェック委員から多くの指摘があり、その修正に注力した結果、問題の根幹に関わる設定についての錯誤が見

逃されてしまったということ、そしてこの背景には、チェックの際に、作問者が問題の根幹に関わるような設定については間違えるはずがない、という先入観が存在していたことである。このような錯誤や先入観は出題に関わる教員の誰にでもあり得るという前提で、問題作成や各段階におけるチェックの仕組みと留意点を明確にして、これらを記したマニュアル等を整備すべきであったが、不十分な点があったと言わざるを得ない。

こうした検証結果を受けた再発防止策として、委員の選任方法の改善、問題作成とチェック方法の改善、ならびに試験実施後の点検の強化を提案した。今後、本報告で示した対策を着実に実行すると共に、中長期的な視点のもとで入試の実施体制の改善を不断に検討していくことが必要である。

II 入試ミスの検証結果

再発防止委員会では、本事案に係る問題作成委員、チェック委員のヒアリング、現行の関連する諸規定やマニュアル、作業日程等の検証・検討を通して、委員の選任、問題原稿の作成とチェック・修正、試験日当日のチェック、試験後の問題・解答例公表といった各段階における課題等の洗い出しを行い、入試ミス発生の要因と入試ミス防止のための課題を明らかにした。

(1) 出題ミスの内容

理科（物理基礎・物理）の大問Ⅱは、物理基礎の「熱とエネルギー」および物理の「気体の法則」、「気体の状態変化」の範囲で熱力学の基本的知識や理解を問う問題であった。この問題において、ピストン上部底面にかかる圧力は、液体の高さ（深さ）によって変化するにもかかわらず、設問では液体の質量によって決定されるという誤った前提で作問されていた。このため、この問題設定下では、各小問で指定された文字・記号では正解を記述することができないことになってしまった。

また、小問（1）については、ピストンに働く圧力を考慮せず、ポアソンの公式をあてはめて解答する別解があったが、この場合でも解答に必要な文字・記号が指定された文字・記号に含まれておらず、同様の結果となった。

(2) 問題作成から入試ミスの指摘までの経過

令和4年4月、問題作成委員のうち各教科・科目の問題作成責任者となる教科・科目主任を任命した後、教科・科目ごとの問題作成委員及びチェック委員を選任した。理科（物理基礎・物理）に関しては、第1回の問題作成委員による会議（以下、「問題作成会議」という。）で、出題分野及び大問毎の作問者を決定した。その後、数回の会議を開催して各作問者が作成した問題の相互チェック・内容等の検討を行い、試験問題の原案が作成された。

その後、チェック委員による試験問題・解答例のチェック作業のための会議（以下「チェック会議」という。）が行われた。なお、チェック委員と問題作成委員とは互いに誰が委員になっているかを知らない状態にあり、問題の指摘事項のやりとりは文書で行われた。出題ミスのあった大問

Ⅱについては、多数の修正意見が出たが、ピストン上部底面にかかる圧力の大きさに関する指摘はなかった。

チェック委員の指摘を受けて、問題作成会議を開催して問題・解答例の修正を行った後、再びチェック会議に付されたが、大問Ⅱについては、さらなる修正意見や解決案などが提案された。この後、さらに問題作成会議を開催して再度修正を行った。その後、問題文の表現のみを検討する査読会議を経て、初校が完成した。

初校をうけて、チェック会議が開かれたが、この段階でも大問Ⅱについては、不備の指摘や改善案の提案などがなされ、問題作成会議で修正を行い、再校に回した。

再校に対するチェック会議（大問Ⅱに関する意見なし）、査読会議を経て、さらに問題作成会議で微修正して校了、1月末に問題冊子、解答用紙が完成し、問題作成会議で確認した。ここまで、問題作成会議は計 17 回、チェック会議は計 5 回、査読会議は計 2 回開催された。なお、問題作成会議、チェック会議とも 1 回毎に実施報告書が作成された。進捗管理は入試課が行い、副学長（入試担当）が統括した。

試験当日、問題作成委員が最終チェックを行った。また、同日に外部者による問題の評価が行われ、大問Ⅱの（1）にポアソンの公式を当てはめた別解があることが、あらたに指摘された。受験者からの質問はなかった。採点の結果、大問Ⅱは、当初の想定よりも、また、他の大問と比較しても格段に正答率が低かった。

令和 5 年 4 月 13 日に令和 5 年度入試の試験問題を鳥取大学入学試験情報のホームページにて公表した。令和 5 年 4 月 20 日に外部から入試ミスの指摘があった。

(3) 入試ミスの発生原因

A 問題作成委員の選任

理科（物理基礎・物理）の問題作成委員のうち、これまでに問題作成委員の経験があったのは 1 名だけであった。問題作成に関しては、教科・科目ごとに規則やマニュアルに明文化されていない了解事項が慣行として存在していた。委員の経験の有無は選任の一つの重要な考慮事項であったが、経験を考慮する事について明文の規定はなく、結果として経験者が極めて少ない体制で問題作成を実施することになった。

教科・科目ごとの問題作成委員の人数は、規則等では定めておらず、毎年、前年度の問題作成委員の意見を踏まえて決定しているが、理科（物理基礎・物理）の問題作成委員は理科の他の科目と比べると最も少ない数であった。このことが今回の問題作成委員に経験者が少なかった、という委員構成となる遠因となった。

B 問題作成とチェックの過程

熱力学の基本的知識や理解を問う問題であったため、その範囲でのチェックに注意が向き、流体の特性への顧慮が忘れられた。問題設定でいえば、ピストン下部の密閉された気体の状態に注意が集中し、注がれる液体の質量は問題にされても、液体の圧力は意識されなかった。特に、参

考にした過去問に比べ条件を複雑にしたことで、別解が複数存在する複雑な問題となった。このため誤った問題設定の下で問題を完成させることに注意が傾き、問題設定そのものに対するチェックがおろそかになった。

問題作成、問題のチェック、採点等については、委員向けの手引書（以下「手引」という。）に、委員の心得、各委員の業務と留意事項、不適切な事例の例示等が記述されているが、それぞれの業務の具体的な手順については、進捗管理にあたる入試課職員の口頭による説明、指示と教科・科目毎に引き継がれてきた慣例に依っており、手引に明示されていなかった。また、問題作成業務について、前任の教科・科目主任からの特段の引き継ぎはなかった。

問題作成会議では、自分が作問を担当した問題以外の問題の相互チェックも行っていたが、他の委員が作問した問題については相互チェックがおろそかになった。

チェック委員は、特定の部屋に隔離してその場でチェックを行うことになっていたために、チェックに必要な時間と必要な資料を制約されていた。大問Ⅱに関しては、チェック委員から多くの指摘があったが、今回の圧力に関する錯誤には気づく事ができなかった。問題の大前提となる問題設定の条件について、作問者が間違えているはずがないという先入観があったこと、指摘事項が多く、チェック委員の負担が大きかったために、結果的に“木を見て森を見ず”という状態に陥ってしまったことが要因として挙げられる。

手引では、留意事項として「設問が複数の正解を導く事になっていないか」という項目があり、初校の段階においても、別解の存在が指摘されていた。しかし、この時点では時間的制約があり、問題を練り直したり、他の問題に差し替えることができず、別解を容認した。

問題作成委員からは、チェック委員との面談・協議を求められていたが、問題作成委員とチェック委員の分離の原則に従って実施しなかった。チェック委員からの指摘を受けた後、問題作成委員からの修正原稿の提出に時間が掛かったため、チェック委員がその修正原稿をチェックする時間が十分に持てなかった。

C 試験当日およびそれ以降の対応

採点の結果、大問Ⅱは、想定よりも正答率が低かったが、出題ミスと結びつけて解釈されることはなかった。

試験問題・解答例の公表は例年4月に行ってきたが、早期に公表していれば、今回の出題ミスの発覚も早かった可能性があった。

(4) 検証の結果

今回の出題ミスは、作問時における問題設定の錯誤が数次にわたる問題作成会議内の相互チェックやチェック委員によるチェック等の過程で最後まで見落とされたために発生したものである。再発防止委員会による関係者へのヒアリング及び検証の結果、その背景には主に「問題作成やチェックの具体的な方法や留意点に関して、手引やチェックリスト等のマニュアル類への記載が不十分であり、これまでの経験則や慣例に基づき行われていたこと」や、「問題作成委員の選出にあ

たって経験を考慮することについての明確なルールがなかったこと」等の課題があることが明らかとなった。これらの課題については、早急な改善が必要である。

Ⅲ 再発防止策

今回の検証の結果明らかになった主な課題に対する再発防止策について、「委員の選任方法の改善」、「問題作成およびチェック方法の改善」、および「試験実施後の点検の強化」に大別し、委員選任方針の明確化、手引等の整備や事後点検の強化などの具体的な対策を以下に示す。

A 委員の選任方法の改善

- ①問題作成委員には、複数の問題作成委員経験者を選任する。
- ②問題作成委員数や出題数の調整を検討する。
- ③理科においては、可能な限り分野の偏りが生じないように、選任時に配慮する。
- ④チェック委員については、問題作成委員又はチェック委員の経験者を必ず含むように選任する。
- ⑤以上を委員の選任方針として明文化する。
- ⑥こうした方針を実質的に担保するため、また、問題作成・点検に時間的余裕をもって当たるため、委員の選任時期を前年度に前倒しする。

B 問題作成およびチェック方法の改善

- ⑦より良い入試問題を出題するため、過去問の利用（一部改変を含む）を妨げない。ただし、過去問を利用または参考にした場合は、変更内容が他の部分に影響を及ぼさないか十分に確認する。
- ⑧問題作成委員は、集団として責任をもって全問題の作成にあたること、そのため他の委員の作成した問題についても必ずチェックを行って合議の上問題を作成すること、その際「そもそも問題設定などが誤っていないかどうかを確認すること」等の留意点を手引に明示して、その内容を周知徹底する。
- ⑨問題原稿入稿前までの初期の段階での、問題作成委員間の相互確認、及び問題作成委員とチェック委員間のチェックと修正が、特に重要である旨手引に明示する。また、この期間に十分なチェック・修正が行えるよう、チェック委員の指摘があった際は可及的速やかに修正等の対応を行う旨も手引に明示する。
- ⑩問題作成委員とチェック委員の分離の原則は継続する。ただし、文書のやりとりと進捗管理にあたる入試課職員の補足説明で不十分と判断された場合は、対面で意見交換できる旨及びその方法等を手引に明示する。
- ⑪初校確認の段階でも内容的な修正が発生するような問題は、他の問題に差し替えることができることを手引に明示する。加えて、この段階でもチェック委員、又は学力検査委員長（副学長）が問題作成委員に差し替えを提案できることも明示する。
- ⑫チェック委員のチェック時間を十分確保できるよう、チェック体制の改善を図ることとする。

⑬以上を踏まえた上で、手引や各種チェックリストなどのマニュアル類を改訂・整備し、問題作成、点検の手順とその項目を明確にする。その際、問題作成に係る暗黙の了解事項や経験則について、重要なものについては可能な限り明文化して引き継ぐ。

C 試験実施後の点検の強化

⑭採点終了後、正答率が想定外に低い問題があった場合には、出題ミスの可能性を疑い、速やかに検証する。この点も手引に明示する。

⑮一般選抜の学力検査問題の点検については、新たに試験実施後速やかに学外の第三者による事後チェックを行うプロセスを導入する。

⑯試験問題と解答例の公表については、本学ホームページでの公表時期を早める。

おわりに

以上、本事案の発生原因の検証に基づく再発防止策を提案した。実施可能な事項は速やかに実施すると共に、検討が必要な事項については関係委員会などで実施に向けた議論を行い、入試関連業務を不断に見直し改善していくことで、ミスのない、よりよい入学者選抜を実現していかなければならない。

入試ミス再発防止検討委員会設置要項

令和5年6月9日
学 長 裁 定

(設置)

第1条 鳥取大学(以下「本学」という。)で実施した令和5年度一般選抜(前期日程)の理科(物理基礎・物理)における重大な入試ミスの発生を受け、原因の検証及びその検証結果に基づく入試体制の改善等の検討を行い、再発防止を図るため、入試ミス再発防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 今回の入試ミス発生原因の検証に関すること。
- 二 問題作成に係る各段階でのチェック内容及びチェック体制の検討に関すること。
- 三 本学の入試体制の改善に必要な措置の立案に関すること。
- 四 その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副学長(入試担当)
 - 二 各学部長
 - 三 教育支援・国際交流推進機構入学センター専任教員のうち委員長が指名する者
 - 四 学外有識者
 - 五 学生部長
 - 六 学生部入試課長
 - 七 その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項各号の委員の任期は、任命の日から第6条に基づき委員会の検討結果等を学長に報告する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長(入試担当)をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の最終的な検討結果等について、あらかじめ理事(教育担当)の了承を得たうえで、学長に報告する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生部入試課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が決定する。

附 則

この要項は、令和5年6月9日から施行する。

○入試ミス再発防止検討委員会 委員名簿

所属等	職名	氏名	備考
鳥取大学	副学長（入試担当）	山根 俊喜	委員長 1号委員
〃 地域学部	学部長	岸本 覚	2号委員
〃 医学部	学部長	景山 誠二	2号委員
〃 工学部	学部長	坂口 裕樹	2号委員
〃 農学部	学部長	明石 欣也	2号委員
〃 教育支援・国際交流推進機構 入学センター	教授	森川 修	3号委員
公立鳥取環境大学	副学長 アドミッションセンター長	矢野 順治	4号委員
鳥取大学 学生部	部長	宮本 二郎	5号委員
〃 学生部入試課	課長	福井 大輔	6号委員
〃 教育支援・国際交流推進機構 教養教育センター	教授	和田 綾子	7号委員
〃 工学部	教授	岩井 儀雄	7号委員
〃 工学部	教授	原 豊	7号委員
〃 農学部	教授	渡邊 文雄	7号委員
〃 農学部	教授	竹内 崇	7号委員

○入試ミス再発防止検討委員会開催日

- 第1回 令和5年 7月 3日
- 第2回 令和5年 7月13日
- 第3回 令和5年 7月20日
- 第4回 令和5年 7月31日
- 第5回 令和5年 9月15日
- 第6回 令和5年10月13日
- 第7回 令和5年10月18日～20日（メール審議）
- 第8回 令和5年11月21日～29日（メール審議）